

生活困窮者自立支援制度の円滑な推進について

第183回国会において廃案となった生活困窮者自立支援法案については、生活保護法の一部改正案とともに今臨時国会に再提出されたところである。

法案では、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにするため、生活保護制度の見直しと一体的に生活困窮者対策を実施することとされている。

国では、法案の成立に先立ち平成25、26年度の2か年度にわたり、全額国庫補助によりモデル事業を実施することとしており、この間に課題や効果を検証し、27年度からの法施行に反映させることとしている。

法案の概要としては、福祉事務所設置自治体は直営又は委託により、生活困窮者に対し必須事業である自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給を行うほか、任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業及び学習支援事業等を実施することとされている。

なお、これらの事業についてはモデル事業とは異なり、全額国庫補助ではなく、必須事業は国庫負担3/4、任意事業のうち就労準備支援事業、一時生活支援事業は国庫補助2/3、その他の事業は国庫補助1/2とされており一定の地方負担が生じることに加え、制度の中心となる自立相談支援事業の実施に当たっては、社会福祉士等の有資格者や実務経験者を配置することが望ましいとされている。

さらに、社会福祉法人等の自主事業として実施されるいわゆる「中間的就労」については国の定める一定の基準に該当する事業であることを都道府県知事等(政令市長含む)が認定することとされているが、本事業が適切に機能するためには、生活困窮からの脱却の出口である就労先を確保することが最も重要であり、実施事業者として社会福祉法人だけでなく、株式会社やNPO法人等の積極的な参入が期待される。

以上のように、本制度を円滑に運営するためには地方において相当の財源とマンパワーを要することに加え、実施事業者の幅広い参入を進めてい

くことも重要である。

については、本制度を生活保護に至る前の全国一律のセーフティネットとして真に実効ある制度とするため、国において所要の措置を講ずることを強く要望する。

- 1 国庫負担金及び国庫補助金については、地方が実施する事業の継続に支障を与えることのないよう、十分な額を確保すること。
- 2 自立相談支援事業に従事する人材の養成や、十分な人数の確保については、国が責任を持って取り組むこと。
- 3 「中間的就労」の事業者育成等のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に「中間的就労」の認定事業者を追加する等自治体からの優先調達のための所要の措置を講ずること。
- 4 「中間的就労」の実施に当たり、税制上の優遇措置等を設けることにより株式会社、NPO法人等の積極的な参入を促進すること。

平成25年 月 日

厚生労働大臣 田 村 憲 久 様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	猪 瀬 直 樹
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市 長	阿 部 孝 夫
	千葉市 長	熊 谷 俊 人
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	加 山 俊 夫